



Press Release

2022年9月30日

中部電力パワーグリッド株式会社

中部電力パワーグリッド

2022年台風第15号により被災されたみなさまに対する 託送料金等および最終保障供給料金等の特別措置について

このたびの台風により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風第15号の影響により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、託送料金等および最終保障供給料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客さまと契約されている小売電気事業者さま、または当社と最終保障供給契約をご契約いただいているお客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。

1 適用対象（2022年9月30日時点）

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用日	都道府県	市町村
9月23日	静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市町村
愛知県	豊橋市、新城市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
長野県	飯田市、伊那市、下伊那郡天龍村、下伊那郡大鹿村

2 特別措置の内容

(1) 託送料金等の特別措置

適用対象の市町村において、被災された電気の利用者を需要者とし、当社と接続供給契約がある契約者（小売電気事業者さま）から当社に特別措置適用の申し出をされた供給地点について、以下の通りといたします。

ア 接続送電サービス料金等の料金算定日の1か月間延長

2022年8月分（災害救助法の適用日以降に支払期を迎えるものに限る）、9月分、10月分および11月分の被災された電気のご利用者を需要者とする供給地点にかかる

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を対象として料金算定日をそれぞれ1か月間延長いたします。

イ 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、被災時から継続して電気を使用しなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は6か月間に限り、申し受けません。

ウ 工事費負担金等の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

また、被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費は申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2023年3月末日までのお申し込み分となります。

エ 臨時工事費の免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点について、臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

なお、臨時工事費の免除は2023年3月末日までのお申し込み分となります。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、災害のため一時使用不能となった電気設備について、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を申し受けません。

(2) 最終保障供給料金等の特別措置

適用対象の市町村において、被災されたお客さまから申出があった場合は、以下の通りといたします。

ア 電気料金の支払期日の1か月間延長

2022年8月分(災害救助法の適用日以降に支払期日を迎えるものに限る)、9月分、10月分および11月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

ウ 工事費負担金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2023年3月末日までに新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

(ア) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(イ) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

エ 臨時工事費の免除

2023年3月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

カ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2023年3月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

3 特別措置の申込方法

これらの特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまおよびお客さまは、下記の担当窓口までお問い合わせください。

(1) 小売電気事業者さまからのお問い合わせ先

中部電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター
T E L : 0570-03-5600
受付時間：9時～12時および13時～17時
(年末年始(12月28日～1月3日)、土曜・日曜・祝日は除く)

(2) 当社と最終保障供給契約をご契約いただいているお客さまからのお問い合わせ先

中部電力パワーグリッド株式会社 ネットワークコールセンター
T E L : 0120-985-232
受付時間：9時～12時および13時～17時
(年末年始(12月28日～1月3日)、土曜・日曜・祝日は除く)

以 上

<お問い合わせ先>

静岡支社 総務部 総務・広報グループ 054-273-9012
池ヶ谷：080-8663-6521 黒柳：080-6979-8128